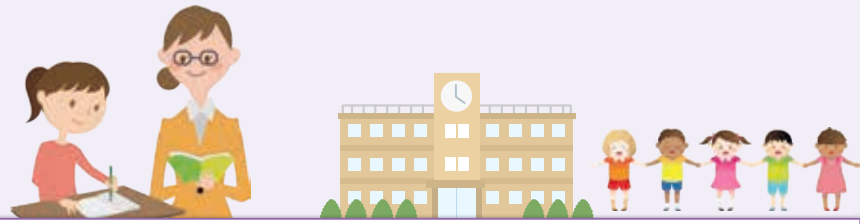


施策の紹介



教師派遣

(1) 現職教師派遣

文部科学省では、日本人学校・補習授業校の教育の充実を図るため、現職の教師を募集・派遣しています。国内の義務教育諸学校の教師を原則2年間(評価に応じて最大2年間の延長が可能)派遣しています。

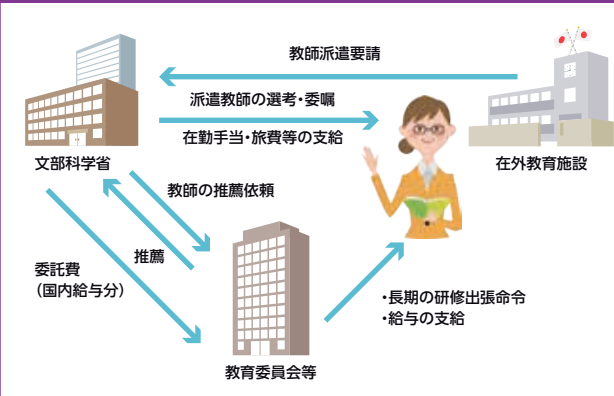
(2) シニア教師派遣

2007年度から在外教育施設の派遣教師経験を持つ退職教師を派遣しています。

(3) プレ教師派遣

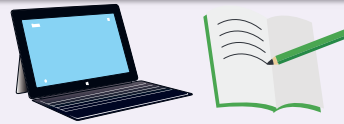
2018年度から日本人学校での教育活動を通じて国際性豊かな教師の育成を図るため、将来正規教師を目指す若手教師を派遣しています。

教師派遣の仕組み(公立学校の教師の場合)



環境整備

日本人学校・補習授業校の教育環境の充実を図るため、文部科学省と外務省では、様々な取組を行っています。



(1) 体制支援

教育支援

「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、教育・運営に係る指導・助言を行う「在外教育アドバイザー」を設置するなど、在外教育施設ならではの教育の充実のほか、在外教育施設の教育に精通した教育関係者を補習授業校へ派遣し、補習校特有の課題に対する指導・助言を実施。

帰国教師ネットワーク構築事業

帰国教師の知識・経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワークを構築する。

在外教育施設重点支援プラン

「選ばれる在外教育施設づくりに」に向けた特色化を推進するため、在外教育施設ならではの教育プログラムや国際交流の促進等、優れた教育プログラムを支援。

在外教育アドバイザーの設置

在外教育施設の教育や運営について、「在外教育アドバイザー」が在外教育施設からの相談に対し指導・助言を行う。



中国の現地校とのオンライン交流

補習授業校指導資料集の作成

補習授業校で教える教師のため、学習指導要領改訂に伴い小学校国語や算数、中学校国語や数学の教科書の内容を踏まえた指導計画や指導案等の資料集を作成。



校舎借料支援(外務省)

校舎の借り上げ経費等の一部を支援。

現地採用教師・講師給与支援(外務省)

現地採用教師・講師の月額給与に係る経費の一部を支援。

安全対策支援(外務省)

ガードマン、警報機器等のリースに係る経費の一部を支援



(2) 児童生徒支援

教材整備

公益財団法人海外子女教育振興財団が行う①日本人学校、②私立在外教育施設、③補習授業校への教材整備に対して、文部科学省が経費を補助。(※1 2020年度から図書を充実(①②)、※2 2024年度から高等部も補助対象(①～③))

教科書

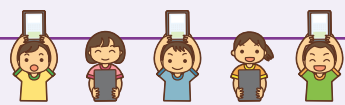
海外で生活する義務教育段階の子供を対象に、原則として、国内で最も多く採択されている教科書を無償で配布。

高校就学支援

日本国内の高等学校等の生徒に対して授業料を支援する「高等学校等就学支援金」と同等の支援を在外教育施設の高等部に在籍する日本人高校生にも実施。

スクールカウンセラーの派遣

いじめ・不登校等の専門的な教育相談を要する児童生徒等が在籍する在外教育施設に、国内の専門家から教師や児童生徒に対するカウンセリング等を実施。



在外教育施設における教育環境整備事業(令和7年度補正予算)

在外教育施設において子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、日本国内と同等の教育環境の整備を推進するため、公益財団法人海外子女教育振興財団が行う、在外教育施設による1人1台端末の整備及びICT支援員の配置に係る費用を補助。



ハノイ日本人学校 タブレットを活用した授業

在外教育施設における教育の振興に関する法律 概要

※令和4年6月17日公布・施行

基本理念

在外教育施設における教育の振興は、次の事項を基本理念として行わなければならないこと。

- 1 在留邦人の子の教育を受ける機会の確保に万全を期すること。
- 2 在外教育施設における教育環境と国内の学校における教育環境が同等の水準となることを確保されることを旨とすること。
- 3 在留邦人の子の異なる文化を尊重する態度の涵養と我が国に対する諸外国の理解の増進が図られるようにすること。

国の責務等

国の責務・連携の強化・財政上の措置等

基本方針

- 1 文部科学大臣・外務大臣は、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならないこと。
- 2 基本方針においては、次の事項を定めるものとすること。
 - ① 在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項
 - ② 在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項
 - ③ ①・②のほか、在外教育施設における教育の振興に関する重要事項
- 3 検討(おおむね5年ごと)・公表

基本的施策

- 1 教職員の確保
- 2 教職員に対する研修の充実等
- 3 教育の内容及び方法の充実強化
- 4 適正かつ健全な運営の確保
- 5 安全対策等
- 6 在外教育施設を拠点とする国際的な交流の促進等
- 7 調査研究の推進等

(検討)

- ① 海外から帰国した児童生徒であって日本語に通じないものに対する支援の一層の充実
- ② 在留邦人の子のために海外に設置された教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の実態調査・当該教育施設における小学校就学前子どもに対する教育の内容

在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

※在外教育施設における教育の振興に関する法律に基づき、令和5年4月に文部科学大臣・外務大臣が策定

在外教育施設における教育の振興の基本的な方向

- 1 在留邦人の子の**学びの保障**
- 2 **国内同等**の学びの環境整備
- 3 **在外教育施設ならではの教育の充実**

在外教育施設における教育の振興の内容に関する事項

- 1 在外教育施設の**教職員の確保**
 - ・日本人学校における義務標準法に準じた教員配置の計画的実現
 - ・給与相当額を派遣元に支給する委託費の計画的な支給率の改善
 - ・英語力強化優先推薦枠等の「優先推薦枠」の拡充と周知の強化
 - ・在外教育施設で働く意義や経験者の活用事例等の広報・周知
 - ・在外教育施設における多様な人材の活用促進 等
- 2 在外教育施設の**教職員に対する研修の充実等**
 - ・派遣教師や現地採用教師の事前研修・オンライン研修の充実
 - ・教員養成大学・教職大学院等と在外教育施設との連携促進
 - ・所属元と派遣教師による明確な派遣目標の設定促進等
 - ・在外教育施設における教育経験の国内学校への還元促進
 - ・学校や教育委員会等に対する派遣教師の戦略的配置の促進 等
- 3 在外教育施設における**教育の内容及び方法の充実強化**
 - ・在外教育施設同士をつなぐオンラインによるネットワーク構築の推進
 - ・日本人学校におけるGIGAスクール構想の実現
 - ・「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、先導的な特色ある研究開発の支援
 - ・在外教育施設ならではの特色ある教育を推進するための柔軟な教育課程編成や柔軟な人事配置の更なる推進
 - ・現地採用教師の強みや現地社会との交流機会等を活用した海外ならではの教育の推進、支援の継続
 - ・幼児教育、高等学校教育、特別支援教育の支援策の検討
 - ・多様な主体との連携推進を通じた、いじめ、不登校、虐待への対応の充実 等
- 4 在外教育施設の**適正かつ健全な運営の確保**
 - ・日本人学校における中長期的な教育・運営に関する目標・計画(3~5年)の策定・公表の促進
 - ・「在外教育アドバイザー」の委嘱による教育・運営に関する指導・支援体制強化
 - ・校舎借料の一部、現地採用教師・講師の給与の一部支援 等
- 5 在外教育施設の**安全対策等**
 - ・在外公館から在外教育施設関係者を含む在留邦人への安全情報の提供
 - ・警備員雇用・警備機器維持管理経費の一部支援
 - ・外部専門家による施設の安全対策評価
- 6 在外教育施設を拠点とする**国際的な交流の促進等**
 - ・海外の学校との交流等を通じて日本型教育や日本文化を積極的に発信
 - ・現地社会との交流機会等を活用し、所在国の国情や言語等を含めた国際理解教育の推進
 - ・国内外のリソースの活用による外国籍・国際結婚家庭などの日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実
- 7 **調査研究の実施等**
 - ・「選ばれる在外教育施設」づくりに向け先導的な特色ある研究開発の支援
- 8 **その他**
 - ・帰国後に日本語能力に課題を抱える児童生徒に対して日本語指導を充実させるための取組の一層の充実
 - ・多文化・多言語環境での指導経験の活用促進

その他在外教育施設における教育の振興に関する重要事項

- ・文部科学省と外務省の連携強化、関係機関等との連携・協働の推進
- ・基本方針の見直し(おおむね5年ごとに検討)